

○伊予市ふたみシーサイド公園条例

平成17年4月1日条例第129号

改正

平成17年9月29日条例第215号

平成18年3月24日条例第24号

平成18年12月26日条例第70号

平成20年3月21日条例第24号

平成22年12月24日条例第49号

伊予市ふたみシーサイド公園条例

(設置)

**第1条** 夕日に関する情報提供及び展示、市の特産品等の展示を行うとともに、市民にふれあいの場を提供することにより、市民の交流を深め、産業の振興及び発展等を図るため、ふたみシーサイド公園（以下「公園」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** 公園の位置は、伊予市双海町高岸とする。

(施設)

**第3条** 公園の施設は、次のとおりとする。

施設の名称	施設の事務（事業）
夕日のミュージアム	夕日に関する各種の情報提供及び展示
なぎさの産業交流センター	市の特産品の展示及び観光情報の提供
波のイベント広場	市民が自由にふれあい、交流を深める場所の提供

(管理)

**第4条** 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で、別に定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(業務)

**第4条の2** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の維持管理に関する業務

(2) 公園の利用許可に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に掲げる設置目的を達成するため必要な業務  
(開館時間及び休館日)

**第4条の3** 公園の施設のうち夕日のミュージアム及びなぎさの産業交流センターの開館時間は、午前8時30分から午後7時までとする。

2 公園の施設のうち夕日のミュージアム及びなぎさの産業交流センターの休館日は、12月30日から翌年の1月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めたときは、市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用許可等)

**第5条** 公園を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 公園の施設のうち波のイベント広場については、イベントの開催に利用する場合で公園の用途又は目的を妨げないと認められるときは、指定管理者の許可を受けてその一部を利用することができる。

3 指定管理者は、管理運営上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(行為の禁止)

**第6条** 公園において、利用者は、次の行為をしてはならない。

(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 指定された場所以外での動植物及び砂、砂利を採取すること。

(3) 指定された場所以外の場所でキャンプをすること。

(4) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。

(5) 指定された場所以外の場所でごみその他の廃棄物を捨てること。

(6) 指定された場所以外の場所に車を乗り入れ、又は駐車をすること。

(7) 公園の保安、衛生及び風紀上障害となる行為をすること。

(8) 立入禁止区域に立ち入ること。

(9) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。

(10) 指定された経済活動以外の営利を目的とする行為をすること。

(11) その他管理責任者が定めた行為をすること。

(利用料金)

- 第7条** なぎさの産業交流センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。
- 2 市長は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、別表に掲げる金額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 指定管理者は、施設の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- (1) 公共若しくは公共用又は公益を目的とする事業に供するため施設を利用するとき。
- (2) 前号のほか特別な理由があり、減額し、又は免除することが適当と認められるとき。
- 5 月の中途において施設を利用する場合又は利用を中止した場合は、その月分の利用料金は、日割計算によるものとする。
- 6 利用料金の額の端数計算についての必要な事項は、指定管理者が別に定める。
- 7 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、規則に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の負担)

- 第8条** 施設の利用に伴う次に掲げる費用は、利用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び水道の使用に係る費用
- (2) じんかいの処分等清掃に要する費用
- (3) 前2号のほか、指定管理者が定める費用

(許可の取消等)

- 第9条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により、この条例に基づく許可を受けたとき。
- (2) この条例に基づく許可に付した条件に違反したとき。
- (3) この条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- (1) 災害の復旧、利用者の危険防止等のため緊急に工事を行う必要が生じたとき。
- (2) 管理又は公衆の利用に著しい支障が生じると認められたとき。
- (3) 前2号のほか公益上やむを得ない事情が生じたとき。

(原状回復義務)

**第10条** 利用者は、その利用が終わったときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第11条** 利用者は、建物、施設設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認められたときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者不在期間の読替え等)

**第12条** 第4条の規定にかかわらず、市長が伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊予市条例第197号）第10条の規定により、指定管理者の指定を取り消し又は業務の停止を命じた場合その他指定管理者に管理を行わせることが困難となった場合は、当該停止の期間又は新たに指定管理者が指定されるまでの間（以下「指定管理者不在期間」という。）における第4条の3から第6条まで、第7条第1項及び第4項から第7項まで、第8条、第9条並びに別表の規定の適用については、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第4条の3第3項中「特に必要と認められたときは、市長の承認を得て」とあるのは「必要と認められたときは、」と、第7条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金」とあるのは「別表に定める施設の利用に係る料金（以下「使用料」という。）」と、同条第4項から第7項まで及び別表中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第4条、第4条の2並びに第7条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

**第14条** 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第9条第1項又は第2項の規定による命令又は処分に違反した者

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(指定管理者不在期間の使用料)

- 2 市長は、指定管理者不在期間においては、指定管理者が不在となる直前の第7条第3項の承認に係る利用料金を使用料として、利用者から徴収することができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前のふたみシーサイド公園設置及び管理に関する条例（平成6年双海町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

## 附 則（平成17年9月29日条例第215号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則（平成18年3月24日条例第24号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則（平成18年12月26日条例第70号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成20年3月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成22年12月24日条例第49号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市ふたみシーサイド公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこ

の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日前までに、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金については、なお従前の例による。

**別表（第7条関係）**

なぎさの産業交流センター

施設名	利用料金（円）
レストラン	1 か月 75,000
練り製品コーナー	1 か月 24,000
鮮魚コーナー	1 か月 19,000
展示コーナー	1 か月 110,000
菓子加工場	1 か月 15,000
夕焼け市コーナー	1 か月 21,000
屋外販売コーナー	1 か月 15,000
特産品加工施設	1 か月 1,500